

平成 27 年 10 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

10月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第68号	八戸市社会教育委員の委嘱について	1
議案第69号	八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第70号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第71号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について . . .	17

議案第68号

八戸市社会教育委員の委嘱について
八戸市社会教育委員に別紙の者を委嘱する。

平成27年10月29日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大庭 文武

理 由

八戸市社会教育委員の辞職に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

社会教育法第15条第2項による委員

(学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者)

氏名	所属・職業等
やまにし 山西 こうこう 山西 幸子	八戸市私立幼稚園協会 前副会長 八戸学院短期大学附属幼稚園聖アンナ 園長

任期は、平成27年11月1日から平成28年4月30日までとする。

議案第69号

八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成27年10月29日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大庭 文武

理 由

市野沢小学校、中野小学校及び鳩田小学校を廃止し、南郷小学校を新設するためのものである。

議案第 号

八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

市野沢小学校、中野小学校及び鳩田小学校を廃止し、南郷小学校を新設するためのものである。

八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

八戸市立学校設置条例（昭和39年八戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	八戸市立市野沢小学校	〃 南郷大字市野沢字石窪32番地10	を
	八戸市立中野小学校	〃 南郷大字中野字八ツ役5番地1	
	八戸市立鳩田小学校	〃 南郷大字大森字鳩田向14番地	

」

「

八戸市立南郷小学校	〃 南郷大字市野沢字石窪32番地10	に改める。
-----------	--------------------	-------

」

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

八戸市立学校設置条例（昭和39年八戸市条例第9号）の一部改正 新旧対照表

改正後		改正前	
別表		別表	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
八戸市立旭ヶ丘小学校	〃 旭ヶ丘一丁目1番地6	八戸市立旭ヶ丘小学校	〃 旭ヶ丘一丁目1番地6
八戸市立南郷小学校	〃 南郷大字市野沢字石窪32番地10	八戸市立市野沢小学校	〃 南郷大字市野沢字石窪32番地10
八戸市立島守小学校	〃 南郷大字島守字小平15番地1	八戸市立中野小学校	〃 南郷大字中野字八ツ役5番地1
(略)		八戸市立鳩田小学校	〃 南郷大字大森字鳩田向14番地
		八戸市立島守小学校	〃 南郷大字島守字小平15番地1
		(略)	

議案第70号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成27年10月29日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大庭 文武

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、被用者年金制度の一元化に係る規定の整備その他所要の改正をするためのものである。

議案第 号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部
改正に伴い、被用者年金制度の一元化に係る規定の整備その他所要の改正をするためのもの
である。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「2が支給される」を「数が2である」に改め、同項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下この条において「障害厚生年金等」という。）	0.86
	国民年金法による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金の理由と同一の理由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。）	0.88
	昭和60年法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号。以下この条において「旧船員保険法」という。）による障害年金	0.75
	昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条において「旧厚生年金保険法」という。）による障害年金	0.75

	旧国民年金法による障害年金	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等	0.83
	国民年金法による障害基礎年金	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（次項において「遺族厚生年金等」という。）	0.84
	国民年金法による遺族基礎年金（昭和60年法律第34号附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金の理由と同一の理由により支給される遺族基礎年金を除く。次項において同じ。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	旧船員保険法による遺族年金	0.80
	旧厚生年金保険法による遺族年金	0.80
	旧国民年金法による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第3条第2項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「国民年金法の規定による」を「国民年金法による」に、「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」を「遺族厚生年金等」に改め、同条第3項中「2が支給される」を「数が2である」に改め、同項の表を次のように改める。

障害厚生年金等	0.86
国民年金法による障害基礎年金	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附則第3条第4項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による」を「障害厚生年金等及び国民年金法による」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）附則第3条の規定は、平成27年10月1日以後に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに休業補償並びに同日前に支給すべき理由が生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた同日前の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに同日前に支給すべき理由が生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 平成27年10月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例附則第3条の規定により支給された傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに休業補償は、新条例による傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに休業補償の内払とみなす。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前			
<p>附 則</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p> <p>第3条 年金たる補償の額は、当該補償の理由となった障害又は死亡について次の表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第16条の2を除く。）による当該年金たる補償の額に、当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それぞれの当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除して得た率）を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による当該年金たる補償の額から当該補償の理由となった障害又は死亡について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それらの合計額）を控除して得た額を下回る場合には、当該控除して得た額）とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		<p>附 則</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p> <p>第3条 年金たる補償の額は、当該補償の理由となった障害又は死亡について次の表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第16条の2を除く。）による当該年金たる補償の額に、当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、それぞれの当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除して得た率）を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による当該年金たる補償の額から当該補償の理由となった障害又は死亡について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、それらの合計額）を控除して得た額を下回る場合には、当該控除して得た額）とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>			
傷病補償年金	<p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下この条において「障害厚生年金等」という。）</p>	0.86	傷病補償年金	<p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金</p>	0.86
	<p>国民年金法による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法</p>	0.88		<p>国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金並びに国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）及び厚生</p>	0.88

改正後			改正前		
	附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金の理由と同一の理由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。）			年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この条において「共済各法」という。）の規定による障害共済年金の理由と同一の理由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。）	
	昭和60年法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号。以下この条において「旧船員保険法」という。）による障害年金	0.75		昭和60年法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号。以下この条において「旧船員保険法」という。）の規定による障害年金	0.75
	昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条において「旧厚生年金保険法」という。）による障害年金	0.75		昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条において「旧厚生年金保険法」という。）の規定による障害年金	0.75
	旧国民年金法による障害年金	0.89		旧国民年金法の規定による障害年金	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等	0.83	障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.83
	国民年金法による障害基礎年金	0.88		国民年金法の規定による障害基礎年金	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74		旧船員保険法の規定による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74		旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89		旧国民年金法の規定による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（次項において「遺族厚生年金等」という。）	0.84	遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84
	国民年金法による遺族基礎年金（昭和60年法律第34号附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附	0.88		国民年金法の規定による遺族基礎年金（昭和60年法律第34号附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金及び共済各法の規定による遺族共済年金の理由と同一の理由により支給される遺族基礎年金	0.88

改正後		改正前	
<p>則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金の理由と同一の理由により支給される遺族基礎年金を除く。次項において同じ。)又は国民年金法による寡婦年金</p>		<p>を除く。以下この条において同じ。)又は国民年金法の規定による寡婦年金</p>	
旧船員保険法による遺族年金	0.80	旧船員保険法の規定による遺族年金	0.80
旧厚生年金保険法による遺族年金	0.80	旧厚生年金保険法の規定による遺族年金	0.80
旧国民年金法による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90	旧国民年金法の規定による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
<p>2 前項の場合において、年金たる補償の理由と同一の理由について障害厚生年金等及び国民年金法による障害基礎年金又は遺族厚生年金等及び国民年金法による遺族基礎年金が支給される場合の当該年金たる補償の額に乗ずる率は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年金たる補償の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる率とする。</p>		<p>2 前項の場合において、年金たる補償の理由と同一の理由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金又は厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合の当該年金たる補償の額に乗ずる率は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年金たる補償の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる率とする。</p>	
(略)		(略)	
<p>3 休業補償の金額は、同一の理由について次の表の左欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の金額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率(当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それぞれの当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除して得た率)を乗じて得た金額(その金額がこの条例の規定による休業補償の金額から同一の理由について支給される当該年金たる給付の額(当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それらの合計額)を365で除して得た額を控除して得た金額を下回る場合には、当該控除して得た金額)とする。</p>		<p>3 休業補償の金額は、同一の理由について次の表の左欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の金額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率(当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、それぞれの当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除して得た率)を乗じて得た金額(その金額がこの条例の規定による休業補償の金額から同一の理由について支給される当該年金たる給付の額(当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、それらの合計額)を365で除して得た額を控除して得た金額を下回る場合には、当該控除して得た金額)とする。</p>	
障害厚生年金等	0.86	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86
国民年金法による障害基礎年金	0.88	国民年金法の規定による障害基礎年金	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75	旧船員保険法の規定による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.75

改正後		改正前	
旧国民年金法による障害年金	0.89	旧国民年金法の規定による障害年金	0.89
<p>4 前項の場合において、休業補償の理由と同一の理由について障害厚生年金等及び国民年金法による障害基礎年金が支給される場合の当該休業補償の金額に乗ずる率は、同項の規定にかかわらず、0.73とする。</p>		<p>4 前項の場合において、休業補償の理由と同一の理由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合の当該休業補償の金額に乗ずる率は、同項の規定にかかわらず、0.73とする。</p>	

議案第71号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、次のとおり提出する。

平成27年10月29日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大庭 文武

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書 別冊

理 由

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書を定めるためのものである。